平成２４年（フ）第６５２２号
大阪市此花区梅香３丁目７番14号　市営住宅１―305
債務者　慶田　耕一
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６５２３号
大阪市生野区勝山南４丁目13番８号　石川方、住民票上の住所大阪市生野区中川西２丁目17番５号　南原方
債務者　髙峰千恵こと　許　　千恵
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６５２５号
大阪府枚方市招提中町１丁目44番１―401号
債務者　西岡　理恵
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６５２９号
大阪市西成区橘３丁目４番14号、前住所大阪市西成区岸里２丁目５番４号　マンション11513号
債務者　北川弘美こと　韓　　弘美
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６５３５号
大阪府摂津市三島２丁目６番39号
債務者　中嶋　明博
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６５６３号
大阪府高槻市京口町12番４号
債務者　金山　将良
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６５６８号
大阪府高槻市津之江町１丁目31番11号
債務者　今井　卓正
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６５６９号
大阪府高槻市津之江町１丁目31番11号
債務者　今井　恭子
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６６１５号
大阪市生野区林寺３丁目４番19号
債務者　進野こと　高島　昌子
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６６２６号
大阪市淀川区十八条３丁目１番48号
債務者　横山　直美
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６６７９号
大阪府守口市佐太中町１丁目５番14号
債務者　瀬戸みさき
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６６８９号
大阪府豊中市服部西町１丁目６番32号、前住所大阪府泉佐野市鶴原４丁目２番３号　フローラハイツ泉佐野102
債務者　中西小百合
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２２６１号
名古屋市昭和区向山町１丁目33番地の12
債務者　貝谷枝里子
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２２７０号
名古屋市守山区吉根３丁目617番地　パストラル守山106号
債務者　根本　昌美
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７２５号
北九州市八幡西区千代ケ崎３丁目11番21―504号
債務者　福田　久子
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第８４１号
北九州市八幡西区楠橋下方１丁目６番20号
債務者　廣永　　猛
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第８４５号
北九州市八幡西区香月中央１丁目12番２号102
債務者　松﨑　寛和
1　決定年月日時　平成24年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部